

富山県警察の表彰に関する訓令の運用について（例規通達）

この度、富山県警察の表彰に関する訓令（昭和39年富山県警察本部訓令第3号）を全部改正し、平成元年4月1日から運用することとしたから誤りのないようにされたい。

なお、「富山県警察の表彰に関する訓令の運用について」（昭和44年3月4日付け富監第100号）及び「退職時表彰取扱要領の制定について」（昭和51年12月18日付け富監第432号）は、平成元年4月1日をもって廃止する。

記

1 趣旨

この通達は、富山県警察の表彰に関する訓令（平成元年富山県警察本部訓令第1号）に基づく表彰事務の適正な運用を図るため、表彰に係る選考基準、評価要素その他留意事項などについて定めるものである。

2 定例表彰

本部長表彰のうち、定例的に行う表彰は、次のとおりとし、その選考基準は、別表第1に掲げるとおりとする。

(1) 警察職員表彰

- ア 優秀警察職員表彰
- イ 実務精励警察職員表彰
- ウ 年間優秀（良）警察職員表彰
- エ 永年勤続警察職員表彰
- オ 退職警察職員表彰

(2) 部署表彰

年間成績優秀（良）部署表彰

(3) 警察部外功労者（団体）表彰

- ア 永年協力表彰
- イ 本部長委嘱者表彰
- ウ 駐在所勤務者夫人表彰

3 随時表彰

本部長表彰のうち、随時に行う表彰はおおむね次のとおりとし、その評価要素又は表彰基準は、別表第2に掲げるとおりとする。

(1) 警察職員表彰

- ア 事件検挙等功労表彰
- イ 研修成績優秀警察職員表彰
- ウ 術科競技大会等成績優秀（良）職員表彰
- エ 特別出向警察職員表彰
- オ 特別訓練等警察職員表彰

(2) 部署表彰

- ア 事件検挙等功労表彰
- イ 交通死亡事故防止対策優秀（良）部署表彰

(3) 警察部外功労者（団体）表彰

- ア 捜査協力表彰

- イ 人命救助活動表彰
- ウ 災害変事警戒活動表彰
- エ 一般協力表彰
- オ 交通死亡事故ゼロ長期達成表彰

4 運用上の留意事項

(1) 本部長表彰

ア 上申

所属長は、本部長表彰の上申に当たっては、次の措置を執らなければならない。

- (ア) 功労又は業績を的確に把握し、表彰の適合性、妥当性を十分に検討すること。
- (イ) 上申書には、出来るだけ功労又は業績が認定できる資料を添付すること。
- (ウ) 上申は、時期を失することなく速やかに行うこと。
- (エ) 他の所属職員に功労があり、本部長表彰に該当すると認めるときは、事案を処理した所属長において表彰上申を行うこと。

イ 障害発生の報告

所属長は、本部長表彰の上申をした者について、表彰前に刑事事件で起訴され、又は規律違反が発覚して懲戒処分に付する必要があると認めるときは、速やかに監察官室長を経て、本部長に報告しなければならない。

ウ 審査

(ア) 表彰審査委員会の審査事案

表彰審査委員会の審査事案は、優秀警察職員表彰、実務精励警察職員表彰、年間優秀（良）警察職員表彰及び年間成績優秀（良）部署表彰その他本部長が必要と認める表彰事案とする。

(イ) 特殊又は異例な事案

特殊又は異例な事案で別表に定める表彰基準等により難しいときは、功労の社会的影響、過去の類似表彰事例等を参考にして公平適正な評価に努めるものとする。

エ 表彰の通知

監察官室長は、本部長表彰が決定されたときは、所属長に対し、表彰の種類、表彰年月日及び表彰を受けるべき者又は部署若しくは団体名を通知するものとする。

(2) 部署表彰と職員表彰の併賞

部署表彰を行う事案について、中枢的な役割を果たし、又は特別な功労がある職員に対しては職員表彰を行うことができる。

(3) 死亡時の表彰

ア 表彰を受けるべき者が、表彰前に死亡したときは、生前に遡って表彰を行う。

イ 表彰を受けるべき者が死亡したときは、書状(副賞を付与する場合は、

当該副賞を含む。)は、次の順位に従って授与するものとする。

- (ア) 配偶者
- (イ) 直系卑属
- (ウ) 直系尊属
- (エ) 兄弟姉妹
- (オ) その他の親族

(4) 所属長賞

ア 適正な表彰

表彰は、その功を賞し、労をねぎらうものであるとともに、表彰を通じて組織内の士気を高め、職務能率の増進に寄与するもので、濫賞又は厳格に過ぎることなく、その運用を適正に行うよう配意しなければならない。

イ 所属長賞の依頼

(ア) 所属長は、その所属で処理した事案について、他の所属職員に功労があり、所属長賞に該当すると認めるときは、当該職員の所属長にその功労の概要を通知するものとする。

(イ) 前項の通知を受けた所属長は、当該事案について、その職員を表彰することができる。

(5) 表彰状

県警察における術科大会、競技大会、コンクール等における表彰は、表彰状を授与して行うものとする。

5 副賞

副賞は、予算の範囲内で付与することができる。

6 部外表彰の受賞通知

所属長は、所属職員又は、当該所属が県警察部外の表彰（本部長の選考に係るものは除く。）の通知を受けたときは、監察官室長を経て、その概要を報告するものとする。

7 表彰に関する記録の作成

富山県警察職員の表彰を決定した所属長（部長賞及び表彰状においては、功労内容の業務を主管する所属の長）は、監察官室長に対し、当該表彰について、総合職員情報システムによる表彰に関する記録の作成を依頼するものとする。

※ 以下別表省略